

令和7年度第10回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和8年1月6日（火）
午前9時30分～午前10時45分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 21人
会 長 23番 長谷 幹夫
会長代理 22番 金田 修一 24番 金木 洋子
委 員 1番 青山 茂 2番 松本 則幸
3番 牧野 和吉 5番 茂 清志
7番 国谷 晃 8番 中村 敏
9番 大道 勝則 11番 北森 康雄
12番 坂井 義彦 13番 森川 重光
14番 北山 久雄 15番 杉林 清則
16番 熊南 昭浩 17番 山崎 修
18番 西田 清範 19番 林 作三
20番 大橋 芳信 21番 山崎 巖
4. 欠席委員 3人 4番 各川 豊章 6番 加藤 輝夫
10番 木下 幸雄
5. 議題 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第35号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による
許可申請について
議案第36号 事業計画の変更申請について
議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項
の規定による農用地利用集積等促進計画について
報告事項第41号 農地法第3条の規定による許可申請の専決処分について
報告事項第42号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第44号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6
号の規定による受理について
報告事項第45号 非農地証明書の交付について
報告事項第46号 非農地証明書の訂正について
報告事項第47号 農地所有適格法人報告書の提出状況について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、各川委員、加藤委員、木下委員より欠席届があり、出席委員数は21名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員総数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

議事の進行については、長谷会長にお願いします。

会長 ただ今より令和7年度第10回富山市農業委員会月次総会を開催します。

今ほど、事務局から説明のありましたとおり、1月1日から青山委員が農業委員会に加わりました。

青山委員から一言、ご挨拶をお願いいたします。

(青山委員 挨拶)

会長 ひきつづき、本市農業の発展のため、農業委員と推進委員が力を合わせながら、また、意見交換をしながら農業委員会活動を行っていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

会長 それでは、議事に入ります。
本日は、議案4件、報告事項7件でございます。
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。
8番 中村委員、9番 大道委員両委員にお願いしたいと思います。

議事に入る前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。

ご準備はよろしいでしょうか。

会長 それでは、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。

なお、4ページの8番は〇〇委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案第34号議案 位置図も併せてご覧ください。

議案書は1ページから8ページまでです。

今回の申請件数は、12件で、申請面積は、28,720.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は申請地が既存農地に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では水稻を栽培予定です。

2番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は父親から農地を引き継いで農業をおこなうものです。申請農地では、水稻などを栽培する予定です。

3番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地では、ジャガイモ、たまねぎ、トマトを栽培する予定です。

4番は、財産処分のため所有権を移転するものです。譲受人は申請地が自宅から通える範囲にあり、耕作に便利のため所有権を移転するものです。申請農地では、白菜、イチジク、キャベツなどを栽培予定です。

議案書4ページをご覧ください。5番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は法人を立ち上げたうえで、農業に参入するものです。申請農地では、水稻などを栽培予定です。

6番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。農地所有適格法人に貸し付している農地を、贈与により、所有権のみ移転するもので、いわゆる底地移転を行うものです。

譲受人は●●の構成員であります。申請地では水稻を栽培予定です。

7番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は兼業農家で、申請地が勤務先から通える場所にあり耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、トマト、ナス、きゅうりなどを栽培する予定です。

8番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は申請地が既存農地に近接しており耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培予定です。

議案書6ページをご覧ください。9番、10番は、労働力不足のため

め所有権を移転するものです。譲受人は申請地が自宅に近接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

11番は、県外に居住し、耕作ができないことから譲渡人の要望により所有権を移転するものです。譲受人は、申請地の近隣で耕作しており耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、水稻などを栽培する予定です。

12番は、譲受人の要望により所有権を移転するものです。申請地は現在譲受人が代表を務める法人が借り受け耕作をしておりますが、今回、経営規模を拡大するため取得するものです。申請農地では、水稻などを栽培する予定です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、農地法第3条8番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、3条8番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、3条8番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

それでは、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、3条8番について、申請どおり「許可」することといたします。

〇〇委員は入室をお願いします。

会 長 改めまして、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第35号「農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、事務局から説明をお願いします。

なお、14ページの6番は△△委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 それでは、議案第35号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は9ページから17ページになります。

まずはじめに、12月総会でご審議いただきました案件については、全件許可となりましたのでご報告いたします。

今回、4条申請が3件、5条申請が7件、合計面積は3,638.00㎡です。位置図も併せてご確認ください。

また、農振除外案件は議案書の備考欄に記載しており、今回は4条申請2番、5条申請1番、3番、7番の4件でございます。

議案書の10ページをご覧ください。

4条申請1番は、富山地域老田地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に教育施設と公共施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されている農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

続きまして、4条申請2番は、富山地域三郷地区において、資材置場敷地を整備する計画でございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして、4条申請3番は、婦中地域古里地区において、申請地に既に建築されている農作業所については是正する申請でございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「農業用施設」を適用しております。

議案書の12ページをご覧ください。

5条申請1番は、富山地域太田地区において、農家分家住宅を建築する計画でございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集

落接続」を適用しております。

続きまして、5条申請2番は、富山地域針原地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に医療施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されている農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

続きまして、5条申請3番は、4条申請2番と同じく富山地域三郷地区において、資材置場敷地を整備する計画でございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

議案書の14ページをご覧ください。

5条申請4番は、大沢野地域大久保地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

続きまして、5条申請5番は、八尾地域保内東部地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

続きまして、5条申請6番は、婦中地域婦中熊野地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模であります。過去に土地改良事業が実施されている農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

議案書の16ページをご覧ください。

5条申請7番は、婦中地域婦中熊野地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に医療施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されている農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、農地法第5条6番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可するこ

とにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、5条6番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、5条6番について、審議いたしますので、△△委員は退室をお願いします。

それでは、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、5条6番について、申請どおり「許可」することといたします。

△△委員は入室をお願いします。

会 長 改めまして、議案第35号「農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について」は、「許可相当」と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第36号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、議案第36号事業計画の変更申請についてご説明いたします。

議案書18ページをご覧ください。

1番について、議案書12ページの5条申請2番で記載した案件でございます。この農地につきましては、当初計画者が昭和45年6月に「住宅敷地」で農地法第5条の許可を受け所有権移転を行いました。その後、計画者の仕事等の事情により、砂利敷きまでされましたが目的未達成となっていた土地でございます。

今回、この土地について、新たな承継者が「一般住宅敷地」として使用するため、事業計画の変更を申請されたものでございます。概要につきましては、備考欄をご覧ください。

以上でございます。

会 長 それでは、ただいま説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画の変更申請について、ご意義ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第36号事業計画の変更申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第37号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地利用集積等促進計画について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、議案第37号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

議案書のページは、19ページから25ページです。

今回の申請件数は、41件あり、設定面積は、269,488.00㎡です。

農用地利用集積等促進計画の案件につきましては、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました農用地利用集積等促進計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第37号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地利用集積等促進計画について」は、「意見なし」として農地中間管理機構に回答いたします。

会 長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。

- 第41号 農地法第3条の規定による許可申請の専決処分について
- 第42号 農地法第3条の3の規定による受理について
- 第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 第44号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
- 第45号 非農地証明書の交付について
- 第46号 非農地証明書の訂正について
- 第47号 農地所有適格法人報告書の提出状況について

を、一括して説明をお願いします。

事務局 報告事項第41号農地法第3条の規定による許可の専決処分について、ご報告します。議案書は、26ページです。

議案書に記載の不動産に対する担保不動産競売事件について、11月総会において、買受適格証明書の交付申請がありましたので、お諮りしたものです。

申出者が落札者となったことから、会長の専決処分により農地法第3条の規定による許可をしましたのでご報告いたします。

続きまして、報告事項第42号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、27ページから38ページです。

今回の受理件数は41件で、全て相続により所有権を取得したものです。

続きまして、報告事項第43号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、39ページから45ページです。

解約件数は28件で、解約面積は121,748.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

続きまして、報告事項第44号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は46ページから51ページをご覧ください。

今回の受理件数は、4条が10件、5条が14件、合計面積は13,094.50㎡です。内容、転用目的については記載のとおりです。

なお、事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、50ページから51ページの5条11番の1件となります。

続きまして、報告事項第45号非農地証明書の交付について、ご報告いたします。

議案書は、53ページから57ページとなります。位置図・写真も

併せてご覧ください。

今回、申請のありました農地につきましては、遊休農地であり、その土地が山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれる場合の要件を満たしており、証明基準に合致しております。

申請番号1番について、12月23日に農業委員等と事務局職員が現地確認を行い、いずれも山林の様相を呈していることを確認いたしました。

このことから、今回申請地の事実状態に基づき、議案書の証明基準で非農地証明書の交付を行ったものでございます。

続きまして、報告事項第46号「非農地証明書の訂正について」、ご報告いたします。

議案書は、58ページから59ページとなります。

先月開催された令和7年度第9回月次総会において、「報告事項第40号」にて報告をいたしました。農地の地番全てに誤りがありましたので、訂正を行ったことについて報告させていただきます。

なお、現地確認につきましては、正しい地番で実施をしており、また、証明基準に変更はありません。

続きまして、報告事項第47号農地所有適格法人報告書の提出状況について、ご報告いたします。議案書は、60ページから65ページでございます。

農地法第6条では、「農地所有適格法人であって、農地を所有又はその法人以外の者が所有する農地をその法人の耕作に供しているものは、毎年、事業の状況等について、農業委員会に報告しなければならない。」と定められております。

農業委員会は提出された報告書に基づき、法人が農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件、事業内容要件、議決権要件、役員要件を満たしているかどうかを確認し、それを農業委員会の総会で報告することになっております。

農地所有適格法人で報告の義務があるのは、114法人ですが、そのうち、報告書を提出し要件をすべて満たした法人は、111法人でございました。

65ページ1番▲▲につきましては、役員の過半が農業に常時従事しなければならないという役員要件を満たしておらず、また、総議決権の過半が農業関係者でなければならないという議決権要件も満たしていないため、現在、是正指導を行っております。

未提出の法人は、2法人でございます。

これまで、文書、電話等で督促、催告を行ってまいりましたが、現在の時点で未提出となっております。

この2法人につきましては、引き続き、文書、電話等で提出を依頼

していきます。また、担当地区の農業委員の方々におかれましては、法人の関係者にお会いされることがありましたら、報告書の提出についてお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

以上でございます。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　特に何もありませんので、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

次に、「3. 協議・報告事項等」について、事務局から説明をお願いします。

はじめに「互助会懇親会の開催」について、説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 　ただ今、説明のありました「互助会懇親会の開催」について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　特にご意見・ご質問等がないようですので、「互助会懇親会」につきまして、出欠の報告等を事務局まで、お願いします。

次に、「その他」として、「総会議席の変更」と「マッチング事業」について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 　ただ今、説明のありました2項目について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

□ □ 委員 　青山委員の就任による議席番号の変更について、タブレットにも番号が付いていたと思いますが、変更等があるのでしょうか。

事 務 局 　総会における議席番号は変わりますが、タブレットは現在お使いのものをそのままご使用いただきますようお願いいたします。

会 長 　次に、4. 事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 　ただ今、説明のありました連絡事項やその他について、ご意見、ご

質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 私から提案をさせていただきます。総会や会議等の出欠について、タブレットを使用しての報告をしてはどうか。タブレットの有効活用という点からも検討をお願いしたい。

□ □ 委員 農業委員会の業務において、タブレットを使用するのは月1、2回程度ですから、現行のスマートフォンのショートメールを利用した報告方法が確実だと思います。あるいは、グループLINEを利用する方法もあるとは思いますが。

会 長 事務局側とすれば、会議等の出欠の把握を確実に行いたいのではないかと思いますので、効果的な方法を検討していただきたいと思います。

会 長 それでは、これにて令和7年度第10回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。